

自主创新と専利の権利化に関する主要な支援



中国弁理士 栗 涛¹ 日本弁理士 森 智香子²

■目次

1. はじめに
2. 自主创新のための政策
3. 地方政府による知的財産の権利化に関する支援策
4. 中央政府による知的財産の権利化に関する支援策
5. おわりに

1. はじめに

中国政府は中国国内の技術力を先進国と肩を並べる水準にまで引き上げるべく、「自主创新」というスローガンを掲げ、これまで以上に独自ブランドの創出に力を入れている³。その背景には、さらなる経済発展や内需拡大の必要性に加え、若い世代の中国国内産業に対する意識が変化（国産ブランドについて正当に評価しようとする傾向）していることなどが挙げられる。

本稿では、自主创新政策の全般的な事項と専利権取得に関する支援の二つにわけて、企業や発明者等に対する中国政府の主要な支援策を紹介する。

2. 自主创新のための政策

2.1 税制優遇

技術力強化のための税制優遇措置の開始は90年代にまでさかのぼる。1999年、中国国務院は「技術革新の強化・ハイテク化の推進および産業化を実現する決定」を発表した。同決定においては、技術革新、ハイテク化の推進および産業化の実現に有利な政策環境が整備できるよう、国が税制面等で支援することを公表している。また、成果として得られた科学技術の利用促進や企業・科学研究機関に対する優遇的な支援などを規定している。

同年、税務全般を担当する中国財政部国家税務総局は前記「技術革新の強化・ハイテク

1. 栗涛（リートウー）。チャイナ正合知識産権代理事務所パートナー弁理士。1999年大連理工大学卒。機械工学・設備工学を学びながら、日本語文学も専攻。機械関係を専門とする弁理士として、車両、内燃機関及びエンジン、画像形成装置など様々な特許案件を扱う。
2. Sun East 知的財産事務所（Sun East IP Firm）所長。中国案件を中心に外国案件を多く扱う。早稲田大学非常勤講師。本誌における執筆のほか、「発明」「知財管理」「China IP」等における執筆多数。平成23年度日本弁理士会意匠委員会委員、著作権委員会委員。本年2月、「中国デザイン関連法」を出版。
3. 知的財産権に特化した言葉で「自主知識産権」という語も使われる。ニュアンスは「自主创新」に近い。

化の推進および産業化を実現する決定」に関連する「所得税の問題解決の通知」を公表した。同通知では増値税⁴、営業税、所得税のほか、関税などの面で、技術革新およびハイテク化の推進、産業化の実現に向けた企業活動の支援策を具体化している。

これらを受け、各地方はその地方の状況に合わせた多種多様な施策を行っている。例えば、北京市ではハイテク企業と認定した企業に対する所得税を10%軽減するといった措置がとられている。なお、ハイテク企業の認定条件には、当該企業が保有する知的財産権の数的な条件がどの地方でも課されることが多い。

2.2 表彰

中国では日本以上に表彰を行う文化があり、知的財産権を取得した企業等に対する表彰も盛んである。

中国国家知識産権局が公表した「専利費用減緩方法」では、重大な発明に対する表彰の設立目的が規定されている。また、各地方や部門が設立した表彰の実行を奨励するとともに、それらの表彰の種類や数を明確にすることも要求されている。知的財産における表彰の多くは特許に関するもので、実用新案や意匠に関するものは少ない。

3. 地方政府による知的財産の権利化に関する支援策

－専利費用の減免・猶予－

知的財産の権利化に関する支援策で重要な

のは専利費用の減免・猶予である。

2006年、中国国家知識産権局は「専利費用減緩方法」を公表した。「専利費用減緩方法」では、具体的な専利出願等に要する費用の減免・猶予の方法が規定されている。

「専利費用減緩方法」第12条には、「出願人又は権利者は発明から経済利益を獲得した後、減緩された専利費用を全額返還する」という規定があり、支出した額を全額補填する制度も存在する。

(1) 中国の助成金制度の誕生

中国では1985年に専利制度が設立された。専利出願に要する官庁手数料は1985年に定められて以降、1992年、1994年、2001年と計3度調整され、上昇し続けている(表1参照)。

専利政策の施行に合わせ、地方政府も専利制度を推進するための助成金制度の設立を2000年以降活発化させた。2008年までに全ての省が助成金制度を発足させており、同時期に、多くの市レベルおよび一部の県⁵レベルの機関も助成金制度を発足させている。

地方政府レベルで設立された助成金制度は自主性および弾力性があり、助成金の対象、範囲、額、手続きなどにおいて大きな差がある。

4. 「…増値税は、中国国内で貨物を販売し、または加工、修理修繕の労務および輸入貨物等を提供する際、課税物品または役務の提供の各段階で発生する付加価値を課税対象とする流通税…」

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/qa/02/04A-010754>

5. 日本の都道府県の「県」とは異なる。1,400以上の県が中国には存在する。

表 1

制定・改定の年	1 専利出願あたりの官庁手数料（出願費用）
1985 年	150 元（日本円で約 1,800 円）
1992 年	300 元（日本円で約 3,600 円）
1994 年	450 元（日本円で約 5,400 円）
2001 年	900 元（日本円で約 10,800 円）

(2) 助成金制度の存在意義

中国の助成金制度が発展してきた背景としては、①～⑤のようなことが言える。

① 公民の専利制度の理解および運用を促進し、専利出願意識を高めること

中国の専利制度の歴史は 1985 年の発足からわずか 20 年あまりであり、専利制度や専利運用の環境は完全には整っていない。そのため公民および中国企業の専利への認識が不足しており、その利用も十分になされているとは言えない。このような状況を改善するため、中国は助成金制度を設立した。

② 専利出願件数は地方政府の成績として評価の対象であること

各地方の専利出願件数の比較が盛んになったことは、助成金制度を各地に誕生させる重要な原動力となった。また、一部では件数偏重の傾向を生んだ⁶。省政府は年末にその年の専利出願件数が前年よりどの程度上回ったかを纏め、翌年にはどの程度上昇するかを計画し、同省内の各市が目標出願件数を決めて各県に達成を指示するという方法で行われている。

③ 多くの新しい技術分野において、外国人の出願件数が自国の企業や個人のものを上回る

状況であったこと

新しい技術分野では中国企業の競争力の脆弱性が露呈し、中国の企業や公民に対する支援の必要性が生じた。

④ 中国の公民および企業の外国での出願件数が少ないこと

外国出願が少ない原因の一つとして、日本を含め、中国国外における出願費用が高額であることが挙げられる。結果として外国への出願は少なくなり、中国の国際競争力を十分なものとしていない。中国の公民および企業が中国国外で出願するように、外国における出願費用を助成する必要性があった。

⑤ 中国の公民および企業が出願する専利のうち、特許出願件数が実用新案・意匠出願件数に比較して少ないこと

技術レベルの高い特許の出願件数を上げるため、特許に対する助成金に重点をおくことが考えられ、一部の地方では特許のみに対する助成金を付与する制度を設立した。

(3) 助成金制度の変化

近時、助成金制度に幾つかの変化が見受けられる。

6. 「北京市科学技術計画項目知識財産権管理政策問題研究」

第一に、より多くの地方政府が外国への出願の助成を重視するようになってきている。中国国家知識産権局より発表された「専利助成金工作の指導意見」においても、中国の公民および企業が外国へ出願することを奨励している。また、2009年中国財政部が中国国内の出願人に対して助成を行う「外国へ出願する専利への資金の管理暫定方法」を発表した。その結果、2009年のPCT出願の助成金は合計で5,285万元（日本円で約6億3,420万円）となった。

第二に、より多くの地方政府が専利の中で特許に重点を置くようになってきている。従来、特許と実用新案と意匠、全ての専利出願を一律に助成していた一部の地方政府は、実用新案と意匠の出願、または意匠のみの出願は助成の対象としないように制度を変更した。

第三に、地方政府が特許出願に対し、以前より多くの額を拠出するようになってきている。その額は地方によって異なるが、通常、市は年に数十万元から数千万元を地方政府から与えられる。

(4) 助成金の対象、範囲、額度および、手続き

①助成金の対象

地方政府の助成金は主に地方の財政部門が提供するものであるため、その対象は地域の公民および企業に限定される。

地域の公民の定義は地方によって異なる。現地に居住していればよい場合もあれば、現地の居住証や戸籍を求められる場合もある。企業も同様で、現地に登録が必要な場合と現地に投資していればよい場合とがある。また、助成金の対象を企業のみ限定し、現地の公民を除く地方もある。

②助成金の範囲

地方政府によって、助成金付与の範囲は異なる。先に述べたとおり、専利の種類によっては助成金を付与しない場合もある。また、特定の技術分野に助成金を付与するとしている場合なども見られる（表2参照）。

③助成金の額度額

助成金の金額を実費にするほか、定額制の採用や最高額の設定など、地方によって助成金の額が異なる。また、助成金の種類が同じであったとしても、額は地方によって異なる。表3では、北京市の例を紹介する。

表2

専利権の種類	専利を国内の特許、実用新案、意匠に分けて判断
出願先	中国国内への出願か、海外出願かにわけて判断。出願国による判断
技術分野	技術分野にわけて判断
助成費用の種類	専利出願費用、専利権取得費用、弁理士費用のようにわけて判断

表 3

「北京市専利助成金管理暫定方法」 (2007) 中国国内出願の場合	
助成金の対象	出願人は、経済的困窮にある北京市の団体と、北京市の戸籍又は住民証のある個人
助成金の範囲	団体及び個人が国内に提出した特許、実用新案および意匠出願と、団体が国外に提出した特許出願
助成金の額度 <small>(それぞれの費用が額度に達しない場合は実費を助成する)</small>	国内に出願する場合 <p>(1) 北京市専利試行団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特許毎⇒最高限度額は出願手数料950円（日本円で約11,000円）、実体審査料金は2,500円（日本円で約30,000円）。 ■実用新案・意匠毎⇒最高限度額は出願手数料500円（日本円で約6,000円）。 <p>(2) 北京市専利モデル団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特許毎⇒最高限度額は5,000円（日本円で約60,000円）。ただし、出願手数料は950円（日本円 約11,000円）で、実体審査料金は2,500円（日本円で約30,000円）。費用がこれに達しない残りの部分は年金、登録費用、印紙税、及び維持費用などにすることができる。 ■実用新案・意匠毎⇒最高限度額は出願手数料の500円（日本円で約6,000円）。 <p>(3) 他の団体及び個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特許毎⇒最高限度額は出願手数料950円（日本円で約11,000円）、実体審査料金は1,200円（日本円で約14,000円）。 ■実用新案・意匠毎⇒最高限度額は出願手数料150円（日本円で約1,800円）。
	外国に出願する場合 <p>(1) 北京市専利試行団体</p> <p>団体出願人はPCTルートにより外国に出願する場合、段階に応じて助成金を受けることができる。国際段階は1万円（日本円で約120,000円）、国内移行段階は国毎に1万円（日本円で約120,000円）を助成する。</p> <p>団体出願人は他のルートにより外国に出願する場合、国毎に2万円（日本円で約240,000円）を助成する。</p> <p>一つの専利を多数の外国に出願する場合、最高5つの国に出願する費用の一部を助成する。一つの団体が外国に出願する費用に対し、1年で50万円（日本円で約6,000,000円）を超えないこと。</p> <p>また、団体出願人は外国へ出願する特許が年10件以上となる場合、本年中に権利付与された特許に加え一の特許につき1万円（日本円で約120,000円）が助成される。</p>

④助成金申請の手続き

地方によって助成金申請の手続きが異なる。出願手数料を納付する前に助成金を付与する地方もあれば、審査段階に助成金を付与する場合もある。地方によっては権利付与後にしか助成金を与えないという場合

もある。

⑤助成金制度の発展

近年、地方助成金制度を規範するため、中国国家知識産権局は地方助成金制度に係る意見を複数発表している。2007年には「出願行

為を規範するための若干規定」を、2008年に「専利助成金工作の指導意見」を公表した。中でも「専利助成金工作の指導意見」は、次の(i)から(v)の重要な基本原則を示している。

- (i) 各地が現地の状況に従った政策を行うこと。
- (ii) 出願人が費用の一部を負担すること。実際の費用に合わせて助成する場合、原則として全体の70%を超える額を付与してはならない。
- (iii) 助成の重点を明確にさせること。助成の重点対象となる出願に対しては70%以上の額を付与することもできるが、原則として全体の85%を超える額を付与しないこと。権利付与された特許および専利性を具備するという調査結果がなされた実用新案と意匠に対し、85%以上の額を付与することもできるが、原則として全体の95%を超える額を付与しないこと。
- (iv) 重複した助成はしないこと。原則として、一の専利は各レベルの知識産権局の中から、一の助成のみを受けること。
- (v) 助成金制度を官庁手数料の減免、権利保護援助、知的財産のパイロットプロジェクト、専利の実施および産業化に繋げること。

4. 中央政府による知的財産の権利化に関する支援策

知的財産の権利化に関する支援、特に助成金付与はこれまで地方政府が中心になって行ってきた経緯があるが、近年国家レベルでも行われている。2009年、中国財政部が中国国内の出願人に対して「外国に出願する専利への資金の管理暫定方法」を公表した。これ

は国家レベルのはじめての助成金制度である。

「外国に出願する専利への資金の管理暫定方法」は、中国国内の出願人が外国に出願する専利のみを対象としている。ここで言う「中国国内の出願人」とは、中国国内の企業、単位、科学研究機関に限定し、公民を含まない。また、ここで言う「外国に出願する専利」とは、PCTルートにより外国に出願する特許・実用新案のことを指し、意匠は対象となっていない。

5. おわりに

本稿では、自主創新政策の全般的な支援と専利権取得に関する支援について、特に専利権取得のための助成金制度に重点を置いて紹介した。近時、中国の助成金制度は対象を海外出願に拡充し、また制度内容の充実・運用の適正化を図るなど多くの変化が見られる。件数を各地で競わせるような従来のやり方を踏襲する部分がある一方で、特定の技術分野やグローバルスタンダードになり得る優れた技術に特化した支援制度のさらなる普及が進むものと思われる。